

んでおります。予備登録という形で行われておりますけれども、貸し出しの
ためのコンピュータ化の二つの問題があります。

特にこの二つにつきまして、二目的図書館の整理の問題に関するコン
ピューターの導入に関しましては、予算委員会、決算委員会等々での
市長さんのお話もありまして、コンピュータ導入の根拠その他につ
いては、大体わかってきたつもりではありますけれども、ここでもう一度、まず
二目的図書館の整理に関するコンピュータの導入の根拠の問題、
さらには、現在進んでおりますコンピュータによる貸し出しの整理
の方の問題につきまして、なぜこのような形で導入していくのか、ということ
について伺ってみたいと思えます。

その一つの資料的なものとしては、ここ三年ほどの貸し出し冊
数の変化、あるいは貸し出し人員の変更ですね、非常にふえてくるもの
であって、もう図書館のいまの人員では処理できないのか、コンピュータと
れば、コンピュータ導入と、もちろん人員の問題は相関関係はあるで
しょうから、それらについても伺ってみたいと思えますし、特に貸し出し冊数の

変化、貸し出し人員の変化等々については、このコンピュータの導入の根拠
に当たって、ぜひ説明願いたいと思っております。

さらに、その中で一番問題になってきますのは、昨日の一般質問等々で
もありましたけれども、コンピュータ導入に関するプライバシーの保護の
問題です。特に図書館というのは、だれでも借り出すことができ、市民
のみなさんも、あるいは市内に職場のある方などにも貸し出しができてま
すというようになっておりますので、まずまず図書館を利用する人のプ
ライバシーの問題が重要になってきます。このプライバシーの保護に
ついて、特に図書館の貸し出しについてプライバシーの保護についてどう
な考えがあるかということも伺ってみたいと思えます。

それから、住民情報の問題があります。コンピュータ導入に
関しましては、貸し出しカードのコンピュータ化を行っていくわけですが、
その中での住民情報、いわゆるその人がどこに住んでいて何をしておるか
というような住民情報に関しましては、どのような形で処理していくか
というところも考えているかということも伺ってみたいと思えます。昨日の一般

質問の中にも、一番最初の処理は外注を行なすけれども、あとはすべて部局内で行なすというところであらうけれども、というならば、つまり外注とした第一段階のときに、どのような形で住民情報にその秘密が守られるかというところに、どのようなお考えをお持ちですかを伺っております。

それから、就学時健康診断のことですけれども、本年もまた就学時健康診断が行われたわけですから、この実施の内容について伺っております。

都立保育園の移管につきましては、昨日の一般質問にもありまして、さらさらという気もしないでもないけれども、ただ、都立保育園の移管につきましては、幾つかの事実が出てきておまして、これについて伺っております。

十月九日に、西多摩二市二町は青梅市民センターで都の説明会があったというふうに伺っておりますけれども、その福生の対応はどのようなことであつたかというところも伺っております。その折に、

金平総務局長が説明したわけですから、十月の二十四日に市長会がありました。その中で市長さんたちは集まってもうって、この問題についてはお話をしたんだというところも出てきていますけれども、その後の対応とすれば、個別の交渉はしなうだ。二市二町で行っているんだということですから、あの辺のところにその事実の説明も、ぜひ行っていただきたいと思います。そして、今後の方針につきましては昨日お返事をいただいておりますので、いかにも賛成はしかねる。移管はしてほしくないという態度で臨むのだというところは、もうしておりますけれども、この辺の細かい具体的な動きについて、ぜひ市民の方の方へ、市長さんの方から、あるいは関係の方から説明をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

以上が一般質問です。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長(田村匡雄君) 遠藤議員さんの御質問にお答えします。

最初に横田基地について、最初に横田基地について、日本国とアメリカ合衆国との米軍車両の市道通行でございますが、

間に、相互協力、及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第五條第二項の規定に基づき通行されてゐるものです。

基地外の通行につきましては、道路交通法の適用を受け運行されてゐるものであります。特に規制の対象とはならないものと思われ、すので、市道での米軍車両に対する特別規制は行っておりません。第二点の九月から十二月期の米軍機の離着陸については、部長から答弁をさせていただきます。

次に、図書館運営についてです。

図書館運営について、コンピューター導入とプライバシーの保護についての御質問でございますが、昨日の東田議員への御質問にもお答えしてあるわけでございますけれども、時代の趨勢とでも言いますか、地方自治体におけるコンピューターの高度利用は否めない事実でございます。図書館におきましても、本年度において入力業務を実施してゐるわけでございますが、市民の広範囲な要求に対して的確に対応してゐる

べくことが、住民サービスの基本であると考え、電算化を計画したわけでございます。当然、電算化をするには、プライバシーの保護という点には、重大な問題として対処しなければならぬものです。

このことから図書館電算化は住民管理ではなく、あくまでも資料管理を主体としたもので、個人情報ににつきましては、特に注意は払つてゐるところでございます。

それから、守秘義務についての条例化の件でございますが、これは地方自治体全体の業務に言われるものでありまして、地方公務員法に言う秘密を守る義務は当然でありまして、なお一層、法の精神を全うしてゐたいと思つております。詳細については教育委員会から答弁させていただきます。

就学時健康診断についても教育委員会から御答弁させていただきます。

それから、都立保育園の移転の件でございますけれども、この件につきましては、やはり昨日、原議員さんの御質問にはお答えしてあるわけでございますけれども、十月九日の二市二町の会議の件でございますけれども、この件につきましては、都で本年二月に出したと同じ条件でござ

いますので、私もはこれに反対の姿勢で臨んでおります。
それから、金手部長とお会したのは青梅で初めてお会いしたわけ
でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○市民部長（井上久男君） それでは、横田基地につての九月から二月期の米
軍機の離着陸につてでございますが、十二月につては、現在まだ測定
中でございますので、十一月までを御答弁申し上げます。

リサクルセンターに設置しております測定期によりましての毎月のデー
タでございます。

まず、九月の飛行回数は千三百四十四回で、一日平均四十四・八回となって
おります。最高に飛んだ日が九月の二十九日の百五回、騒音につま
しては、九月二十八日の九十一・五ホーン。

次に、十月の飛行回数は千七百十九回で一日平均五十五・五回。最
高に飛んだ日が十月の二十日で百四十三回。騒音につまましては、十月の十二日
の九十一・二ホーンというようになっております。

さらに十一月の飛行回数は千五百七十回で一日平均五十二・三回。最高
に飛んだ日が十一月の二十六日の百二十回で、騒音につまましては十一月十三日
の九十二・二ホーンというようになっております。

以上が飛行の実態でございます。

○教育次長（八木房雄君） 自席から市長答弁の補足答弁をさせ
ていただきます。

まず、図書館の関係の三年間の貸出冊数、貸出人員の変化、
利用状況でございますが、まず利用者の方から御説明をさせていただきます、
まず、中央図書館だけでよろしゅうございましょうか。（はい、と呼ぶ者あり）

中央図書館だけでも申し上げますと、五十五年度では利用者は十九万
三千二百三十三人でございます。それから五十六年度におましては、十九万
三千五百人でございます。それから、現在五十七年でございますが、これは

十一月まででございますが十三万二千九百二十七人というようになっております。
それから、貸出数でございますが、五十五年度におましては、中央
図書館におましては二十一万八千八百八十冊でございます。それから五十六年

度におきましては、二十四万四千八百九十六冊でございます。それから五十七年度におきましては、十四万四千六百五十二冊でございます。これが三年間の利用状況でございます。

続きまして、就学時の健康診断にその状況を御説明申し上げます。

就学時の健康診断につきましては、本年につきましては、地区教の役員の方々と再三にわたり折衝した結果、本年に至りましては、当初は昨年とあり協力はいたさないといふような話だったわけでございますが、再三の折衝の結果、各小学校も利用し、また教職員は半分手伝うといふような結果で話し合ひがつかしまして、去る十月の十九日より始めまして十月の三十日まで完了いたしました次第でございます。

実施につきましては、学校保健法を満たす内容におきまして実施されたという状況でございます。

受診対象者でございますが、七百九十三名が該当しております。当日出席した方は七百八十二名で、未受診者数は十一名でございます。

これらの方々は、病気のために受診できなかった児童が九名でございます。それから、転居先不明の方が二名ございました。

診察の結果、内科等については、へんとう腺肥大が五十五名、それからアトピー性皮膚炎という児童が十七名、ぜんそく持ちの児童が二名とか、そういうふうな方がおられたわけでございます。また、歯科につきましては、虫歯の未処置が五百八十五名で、受診者の七五％というふうなところでございます。

特に本年度変わったというものは、三つ子さんが一組おソでソにいたったということでございます。それから双子のお子さんか六組おソでソにいたって、いろいろの特徴でございます。

それから、就学診断におきまして、子供さんは全員、来年度普通学級へそのまま入学でございといふふうに考えております。

それから、教育相談の方の関係でございますが、おかげさまでずっと順調に行われておりますが、こどもも教育相談の就学相談におきましては、教育委員会独自に行ったわけですが、十月十二日に行ったわけですが、

か、専門家の先生がいらして三人のお子さんを診察していただきました。わけでもありませんが、そのうち普通学級が適当と指導された児童が一名で、あとの二名は心身障害者の学級が適当であろうというふうな結論が出ております。

以上が、この就学相談の結果でございます。御報告とさせておきます。

○十番（遠藤洋一君） 自席から再質問いたします。

市長の一番最初の、横田基地からの車両について、何も問題はなにと、管理に。地位協定の問題、私はさっきちょっと伺ったんですけれども、このことは法的な根拠の問題だけじゃなくて、後から伺ってますけれども、保険等の問題があって、市民の感情の問題も今あるわけですから、もう少し丁寧に答えてほしかったですけれども、まさか市長も地位協定があるからあれはいんだというふうにすっと思っちゃいけないと思うんですね。横田基地から具体的にOVとか、あるは、はなればしきに至ってはナンバーのついているものが出てきたりするんじゃないかについて

では、たしか安保条約の中ではあたりまえというふうになってくるのかもしれないけれども、一般市民の感情からすれば、何であんなものが出てくるかというところがあるわけですね。私が聞いたのは、市長はこれについていままでもよく知っているかというところを聞いたんです。知っていますか。知らんか。はともかくとして、こういう条項にあるからというんでは、それではだれに対しても同じなんで、市長さんでなくてもいいわけです。私が聞いたのは、市長さんがそういうことの事実についてはどう思っておるんだというところを聞いたにすぎません。それでなければ、どんなものが市内を走り回ってもいいわけです。むしろ非常に重要なことは、私なんか普通に見慣れているようなナンバーじゃないよ。うなものか、しかも米軍ナンバーが走っていて、基地のまわりのことかあるわけですよ。そういうことをどう思っているかというところについて伺っておきたいわけです。迷惑だが仕方ないという話は、これは通用しないわけです。普通生活の中にかかわってくるような米軍車両の通行の問題はどうか。

これはさらに問題が出てくると思うんですよ。たとえば沖縄県の那

覇市などでは、大型のトラックが、全くナンバーをつけてないようなものが、県道、国道を走り回るといふようなことがあるわけで、事故、その他の問題が出ていますね。そこでちょっと伺っておきたいんですけれども、いわゆるYナンバーですね、陸運局ナンバー。私達の常識では、普通ナンバーですから強制保険に入っているんだろーと思えますし、事故処理その他、普通に行われるんだろーというふうに思っていますけれども、OVナンバーとか、YAとか、あるいは番号なしの車両に関して、一体その辺の保険、補償の関係はどうなっているのかと、伺っています。一つ伺っておきます。

市民の安全というのを考えますと、今まで事故例というのはないのか。Yナンバーにぶつかたという話は聞きますし、なるべくYナンバーにぶつからない方がいいとみんなが思っているわけですが、後がめんどうくさいので……。それ以上に、強制保険に入っているかどうか。そのところ市民にわからないようなOVやその他と接触事故やその他、今まであったことはなかったのかというのを、ちょっと聞いておきたいんです。そうであれば、道路における市民の安全というものは、簡単に言えますと、なかなか保てないわけです。

それから、これはずいぶん昔の話ですが、そんなことは今はないだろうと思えますけれども、ずいぶんベトナム戦争が激しかったころは、酒気帯び、飲酒の米兵の運転手がずいぶん多かったわけですが、それでも、そんな中で事故でもあったらたまらんと、うのかあるわけですが。特に補償のないような車に当たってはたまらんと、うのかあります。これについて、さっきの市長さんがどう思っているのか、知っているのかと、伺わせて、ぜひ御答弁を願いたいと思えます。

それから、二目的のコンピューターの導入の件ですが、これも、広範囲な的確なサービスをするためには必要であると聞かしまして、さきう、おととい聞かすとき、とにかく図書館の利用は結構なことだと思えますけれども、大変に、ふえてふえて仕方なくて、コンピューターを導入しなければいけないだといふような感じの割には、貸出数がふえてないんです。要するに、さきうもった事務報告で見ても、一日当たりの平均を、五十五、五十四月から五十六年三月までの年度内ですけれども、一日平均八百五冊が、いまもった事務報告ですと七百九十冊に落ちていっています。そういう

ことは、コンピューター導入にこそは根拠になるのかどうか。逆に、コンピューターを導入すれば、これから飛躍的に増大するといふようなことがあるのか。そうしなければ、いままでのブラウン方式でなぜ悪いかといふことがあまわけてす。そのところは、せい根拠について、さうき市長さんのおし、また、確かに広範囲のサービス、的確なサービスといふことはありますけれども、数字であらわれたいしなければいけないものだと思います。コストパフォーマンスの問題があらわけてすよ。いまでかけてきたものを全部なしにしてコンピューターに切りかえるわけですから、ブラウン式ならブラウン式を。それらのパフォーマンスの問題はどうか。将来にわたってどれくらいの図書館の利便が伸びるかからコンピューターを入れなければ、いまの人員ではやっていけない。だといふことが出てこないといけないと思わなければす。そのうの一般質問の中では、五人のパートの方を三人まで減らすことができるかもしれない。図書館の中で正職がソコといふことは非常に大事でして、さうきもプライバシーの中で言いましたけれども、公務員にはプライバシーを守らなければいけないといふ義務がありますから、その公務員法といふのは必ずしも

パートの方には適用されませんので、できれば正職の方が多いい方が、こういうような窓口的な所は非常にいいといふことになると思ひますけれども、人員との関係ですわ。いままでも人員との関係については、一般質問の中で、決算、予算の中でも人員の増強といふことは考えているのか、いふことは、つて、考えない。パートの方をお願いするんだといふことだったんですけれども、じゃあ、いままでどう、これからサービスが向上するといふこととどう、相関関係があるのか。あるいは本の返却、それから督促などについて、コンピューターの導入といふのは、非常に効果があるんだといふこと、すけれども、それまで引合するものなのか。コンピューターといふのは、予算、決算から見ますと、委託に金のかかるものですから、コストパフォーマンスの関係からいふとどういふものなのか、いふことももう少しはさうした方がいいと思ひます。もう一つ伺つておきたいのは、いふして図書館の貸出冊数が漸減傾向に、こま少ながらも二年間、なつたのかといふことを伺つておきたいと思ひます。いふしてこま少なりふりに減つてしまったんだらうといふこと、これはたとへば、市民の個人的なものを、読書の意欲が減つたのか。それとも不幸なこと

に図書館のサービス機能が低下したのか。どういふ分析をなさっているのか、ぜひ伺いたいです。しかもで次長さんのおっしゃっていた、とにかくふえますからコンピュータを導入しなければというものは、数学的には成立してないわけですから、そこをどうは、サービスの向上というところから言えは、この減少についての分析をぜひ伺いたいです。

それから、プライバシーの保護というところで私から問題にしたいのは、実は個人貸出の登録申し込みというのを私やアタリですが、図書館の条例を見ますと、つまり市内に住所を有する者、勤務する者、及び通学する者が図書館奉仕を受けることができるといふことになっております。ということは、つまり働いている人でも借りることができるということです。大変いいシステムなんです。個人貸出の登録申し込みをしに行きますし、住所、氏名を書くことはまあ納得できますが、勤め先、学校名、電話を書いてくれと言っているんです。私は市に住居している人ばかり勤務先も学校名も関係ないだろうと。つまり学校名の方があつたらば、つまりどちらかですけれど、強制するものではないわけですよ。ここに住

所があつて勤め先があるから貸すというのではないわけですから。どちらかではないかと。つまりなぜこんなことを言うかと言いますと、ヤコブのプライバシーの問題から言いますと、これが入力所に行くとすれば、当然、幾つかのその人の知られてほしくないことなどは思ふさなければ、プライバシーに關するものが外に出るわけです。一番最初の基本入力に關しては外注であるというつもりで、そうであるとすれば、これは慎重に考えてもらわなければいけないと。もう一つはこれに關して伺いたいです。この申し込みを行う際に、説明書を見ますと、これらにアタリはあなたのプライバシーは保護されますというところは説明の中になんてですよ。必要なのは、このいうことを市民の方に、図書館とコンピューターにしますけれども図書館はあなたのプライバシーを守りますよというふうな明記がされてなければならぬと思つていますが、そこをどうの考へ方はどうなのかというところを伺いたいです。

それから、確かに住民情報の問題があるんです。ヤコブ、市長さんのお考えの中で、地方公務員だから法の精神をということ、非常に

ありかたいで、そのとおりだと思いますが、せし職員の方については、そのことについては皆さん徹底して下さると思えますけれども、そうあるほいですが、ただ図書館というのには窓口と違って、たとえば本を借りたりなにかするときにその人の傾向みたいなのが出てくるわけですから、それにしても、たとえばおまえはそんな本ばかり借りると、私のこと言われるかもしれないが、そのとおりなものしか借りないですけれども、そのときに守秘義務の問題が出てくると思うんです。

これは、東村山の図書館の設置条例というのがあるんですけれども、利用者の秘密を守る義務というのが図書館の中に明記してあるわけです。図書館は資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない、ということがありますし、そういうことから言いますと、それらのことについては、たとえば条例化すること、いうようなお考えが将来にわたってあるかどうか、ということか一つと、それから、プライバシーの保護についてはどのような形で内部、外部とも徹底するかというところとせし伺って下さいと思います。

その何点か考え方を伺ったけれども、それがこの第二番目の質問の趣旨なんです。特に何かの図書館を、このことが気になって回って

きたんですけれども、日野市なかでも、日野の図書館というのは非常に進んでいるというんですが、日野の図書館コンビューター導入の原則というところがありまして、さうさまたに市長さんのおっしゃったとおり、住民管理ではなくてあくまで資料管理であると。それから人に関するデータは将来とも民間には託さない、あるいは国レベル、市レベルの統一コードの採用に当たっては、図書館での住民情報を用いないとか、幾つか規約の上でプライバシーを保護するというところなんです。

こういうふうな形で文章化して、あるいは具体的な形でプライバシーの保護について出していくような気持ちがあるかどうか。御答弁の中で、守ります、保護しますというところは、保護しますせんというものはあつたが、非常にこれはありかたいですけれども、それらを周知徹底するたあのこととどのような形でやっていくつもりなのか、これは考え方はなくて具体的な施策の問題としてどうやっていくのか、ということと伺って